

尚綱大学・尚綱大学短期大学部における研究活動の不正行為の防止対策等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、尚綱大学・尚綱大学短期大学部研究倫理規程及び、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）に基づき、研究活動における不正行為を防止し、尚綱大学及び尚綱大学短期大学部（以下「本学」という。）における研究活動の公正性を確保するため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究活動 本学において行われる研究計画の立案、計画の実施及び成果の公表・評価に至るすべての過程における行為、決定及びそれらに付随するすべての事項に関する活動をいう。
- (2) 研究者 本学の専任教員及び本学において研究活動に従事する者をいう。
なお、学生が、研究に関わるときは「研究者」に準じて取り扱うものとする。
- (3) 事務職員 本学において事務の業務に従事している全ての者をいう。
- (4) 競争的資金等 国又は国が所管する独立行政法人等から措置される科学研究費補助金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (5) 部局 本学の学部・学科、九品寺キャンパス事務部及び武蔵ヶ丘キャンパス事務部（以下「各キャンパス事務部」という。）をいう。

(不正行為等)

第3条 研究者は、研究活動の各過程において、次に掲げる不正行為をしてはならない。但し、科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、研究活動上の不正行為には当たらない。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 競争的資金等の不正使用等 関係法令及び競争的資金等の配分機関の規程等に違反して競争的資金等を使用又は受給すること。

(運営・管理体制)

第4条 本学における研究活動を適正に運営・管理するとともに、不正行為を防止するに当たっての責任と権限の体系を明確化するため、次に定める者を置く。

- (1) 最高管理責任者 本学全体を統括し、研究活動の運営及び管理について最終責任を負う者とし、学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者 最高管理者を補佐し、研究活動の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、大学事務局長をもって充てる。
- (3) コンプライアンス推進責任者 部局における不正行為の防止及びコンプライアンス教育について実質的な責任と権限を持つ者とし、各キャンパス事務部長をもって充てる。
- (4) 研究倫理教育責任者 部局における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者とし、各キャンパス事務部長をもって充てる。

(ルールの特明確化及び統一化)

第5条 統括管理責任者は、研究活動に係る事務処理手続きに関するルールが研究者及び事務職員にとって分かりやすいものとなるよう、適切に見直しを行い、周知に努めるものとする。

(相談窓口)

第6条 本学における競争的資金等に係る事務処理手続及び使用に関する事務手続き等に関し、学内外からの相談に対応するため、各キャンパス事務部に相談窓口を置く。

2 相談窓口は、各キャンパス事務部庶務会計課とする。

3 各相談窓口は、本学における競争的資金等に係る事務手続き等に関し学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(研究者及び事務職員の意識向上)

第7条 コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者は、全ての研究者及び事務職員に対して、不正行為防止のためのコンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的実施し、受講させ、意識の向上を図るとともに、受講者に対して誓約書の提出をもとめ、受講状況を管理監督するものとする。

(責務)

第8条 研究者及び事務職員は、職務の執行及び研究活動に当たっては、尚綱大学・尚綱大学短期大学部研究倫理規程及び競争的資金等の使用に関する行動規範を遵守しなければならない。

2 研究者は、研究成果の第三者による検証可能性を確保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(通報窓口の設置)

第9条 不正行為に関する相談及び告発を受け付けるための通報窓口を設置する。

2 通報窓口の設置、通報の取扱及び不正行為に係る調査手続き等に関し必要な事項は、別に定める。

(不正行為への措置)

第10条 本学の研究者及び事務職員が不正行為をおこなった場合は、学校法人尚綱学園就業規則に基づく懲戒処分の手続きを行うものとする。

(不正防止計画の推進等)

第11条 最高管理責任者は、不正行為を発生させる要因を把握し、その対応のため、不正防止計画を策定し、進捗管理に努めるものとする。

2 前項の不正防止計画の策定、推進等は、別に定める尚綱大学・尚綱大学短期大学部研究倫理委員会がおこなう。

(啓発活動)

第12条 最高管理責任者は、研究者に対し、本規程の概要について周知させるため、定期的な啓発活動を実施しなければならない。

(情報の発信・共有化)

第13条 最高管理責任者は、不正行為の防止に関する本学の取組方針及び具体的な対応等について、ホームページ等を通じて学内外に周知を図るものとする。

(事務の所管)

第14条 この規程に関する事務の所管は、九品寺キャンパス事務部教務課とする。

(雑則)

第 15 条 この規程の改廃は、学長の決裁により行うものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。